

労働者派遣事業を行うことができない業務は・・・

1 適用除外業務

(1) 次の業務では、労働者派遣事業を行うことができません（法第4条）。

- ① 港湾運送業務
- ② 建設業務
- ③ 警備業務
- ④ 病院等における医療関係業務（下記（2）を参照）

(2) 医療関係業務についての労働者派遣事業の禁止（令第2条）

○ 以下に該当する医療関係業務では、労働者派遣事業を行うことができません。

《労働者派遣事業が禁止されている医療関係業務》

労働者	業務内容	業務が行われる場所				
		病院・診療所 (※1)	助産所	介護医療院	介護老人保 健施設	医療を受ける 者の居宅
医師	医業	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
歯科医師	歯科医業	禁止	－	禁止	禁止	禁止
薬剤師	調剤の業務	禁止	－	禁止	－	－
看護師・准看護師	療養上の世話、診療の補助(※2)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
保健師	保健指導(※2)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
助産師	助産、保健指導(※2)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
栄養士	傷病者の療養のための栄養指導	禁止	－	禁止	禁止	禁止
診療放射線技師	放射線を人体に照射する業務	禁止	－	禁止	禁止	禁止
歯科衛生士	歯科衛生士法2条1項の業務	禁止	－	禁止	禁止	禁止
歯科技工士	歯科技工の業務	禁止	－	禁止	－	－
その他(※3)	診療の補助(※2)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

(※1) 障害者支援施設、生活保護法に基づく救護施設・更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に設置された診療所は含みません。

(※2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護に係るものについての労働者派遣事業は禁止されていません。

(※3) 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、認定特定行為業務従事者

○ ただし、下記①～④のいずれかに該当する場合は、医療関係業務について労働者派遣事業を行うことが認められています。

- ① 紹介予定派遣をする場合
- ② 当該業務が産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務である場合
- ③ 医師、薬剤師、看護師、准看護師、臨床検査技師及び診療放射線技師の業務であって、当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所がへき地（※4）にある場合
- ④ 医師の業務であって、当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには医業に派遣労働者を従事させる必要があるとして厚生労働省令で定める場所（※5）である場合（へき地にあるものを除く。）

(※4) へき地とは、以下の①～⑦の地域をその区域に含む市町村として、厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第70号）により指定された地域です。

- ① 離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の区域
- ③ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- ④ 山村振興法第7条第1項により指定された振興山村の地域
- ⑤ 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の地域
- ⑦ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

(※5) 厚生労働省令で定める場所とは、次に掲げる場所をいいます。

- ① 都道府県が医療法第30条の23第1項の協議を経て派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所で、厚生労働大臣が定めるもの（現在は無し）
- ② ①の病院等に係る患者の居宅

2 その他労働者派遣事業ができない業務等

- 次の業務は、当該業務について定める各法令の趣旨から、労働者派遣事業を行うことはできません。
 - ① 弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士の業務
 - ② 公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士の業務（それぞれ一部の業務を除きます。）
 - ③ 建築士事務所の管理建築士の業務
- 人事労務管理関係のうち、派遣先において団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務は、法第25条の趣旨に照らして行うことはできません。
- 同盟罷業（ストライキ）若しくは作業所閉鎖（ロックアウト）中又は争議行為が発生しており、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い事業所への新たな労働者派遣を行ってはなりません。（法第24条、職業安定法第20条）
- 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることはできません。（法第58条）